

令和元年6月28日現在

機関番号：13201

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2018

課題番号：25370853

研究課題名(和文) 近世ヴェネツィアにおける環境政策と公共意識

研究課題名(英文) Environmental policy and public awareness of early modern Venice

研究代表者

徳橋 曜 (Tokuhashi, Yo)

富山大学・人間発達科学部・教授

研究者番号：30242473

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では近世ヴェネツィアの水環境保全の強い意識を史料から確認し、本土領域の河川管理に関して多くの報告や意見書が出され、情報が蓄積・共有されたことも判った。現地調査はかなり頻繁で、水利管理局の下にその報告書や書簡が集積されたことは、当局の関心の高さと共に、意見書を出した側の積極的な関心も示唆する。支配都市にとっての「公益」は必ずしも共和国全体で共有されなかったが、16世紀未までに水環境政策をめぐる「公共」意識は、ある程度まで本土でも共有された可能性がある。その一方、従属都市はヴェネツィア主導の環境政策に関わることはなく、地域的な水利紛争を相互に解決するのみであったことが、明らかとなった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、近世ヴェネツィアとその支配領域の都市パドヴァの水利関係文書を主たる史料として、具体的な政策の背景にある当局の環境意識を明らかにし、またラグーナや本土の河川等の水環境をヴェネツィア共和国という国家にとっての「公共財」と捉える意識が、どの程度まで共有され得たかを示した。こうした問題についてこれまで実証的な研究が進んでおらず、その点に本研究の成果は学術的意義がある。同時に、現代日本とは離れた時代・地域の「環境意識」の共有の問題を「公共」という観点から具体的に提示できたことは、環境をめぐる「公益」解釈の対立に関する現代的な問題を検討する一助ともなるという点で社会的意義を有する。

研究成果の概要(英文)：I've verified the strong awareness of water environment conservation in early modern Venice, and confirmed that many reports and opinion papers were issued regarding the river control in the mainland and their information was conserved and shared; field surveys made by Savi ed Esecutori delle Acque, i. e. the Water Management Bureau, were quite frequent and the reports and letters were accumulated. This fact suggests the high interest of the authorities as well as the active interest of those who had made comments. The "public interest" for the dominant city was not necessarily shared across the Republic of Venice, but by the end of the 16th century the "public" awareness of water environment policy may have been shared to some extent on the mainland. On the other hand, I've make it clear that the cities subjected to Venice couldn't participate actively in the environmental policy led by Venice but only mutually resolved local conflicts of water use.

研究分野：イタリア中世・近世史

キーワード：水 ヴェネツィア 環境 環境意識 公共性 近世

1. 研究開始当初の背景

環境とどう共生するか、開発と環境維持をどう両立させるか、地域や国家のエゴ・固有の利害と環境をめぐる共通利害とをどう調整するか。現代の我々が抱えているこうした課題は、現在のような環境意識が存在しない時代でも、存在した。環境の保全はしばしば私的利益ないし地域的利益と衝突する。利害の異なる当事者や地域間の利益バランスに配慮しながら、環境という共通利益を守ろうとすると、環境の公共性という観点は極めて重要である。しかし、環境を公共財と捉える意識が世界的に明確になるのは、20世紀後半である。それ以前にも、資材・燃料の確保の観点から、都市当局が近隣の森林を公共財とみなす事例などを見出すことはできるが、環境そのものに公共的な価値を見出すようになったのは、一般には、公害問題や開発による環境変化が社会的に意識されるようになってからのことである。歴史学分野でも環境意識を反映しながら、過去の環境問題や環境変化への関心が見られるようになった。歴史学者は、地球規模での気候変動に関する気候学や地理学の成果も参照しつつ、人間と環境との関わりや経済活動が周囲の自然環境に与えた影響に目を向けるようになったのである。こうした環境史学は、文明史論的な性格の強いものからより実証的・地域的なものへと深化してきている。

本研究の関心は地域史の中での環境問題、特に環境意識の在り方の実証研究にある。この環境意識とは必ずしも現代的な意味でのものではなく、過去の人々が周囲の環境をどう捉え、どう利用し、変えようとしたのかということである。文化史的な観点を排除するわけではないものの、中世や近世の自然観そのものを検証しようというのではない。研究代表者はかつて「環境と景観」をキーワードとした論集を編んだ際、中世イタリア都市の生活環境および都市と周辺の自然環境との関わりを検討し(徳橋曜編著『環境と景観の社会史』、文化書房博文社、2004)、当時の人々の意識する「公共性」が、彼らと周囲の環境との関係を捉える上で重要であることに着目した。以来、当時の公共概念を意識しながら中世都市の環境を論じており、その文脈で2010~12年に大学内の学部横断プロジェクト「東アジア『共生』学創成の学際的融合研究」において、東アジア地域の環境問題考察の参照軸として近世ヴェネツィアを取り上げた。本研究で取り上げる公共財としての水環境と公共意識の共有という視点は、そこから生まれた。

アドリア海最奥部のラグーナ(潟)に位置するリアルト島に作られたヴェネツィア共和国は、既に13世紀から運河や都市の周囲の水環境の管理に積極的であった。その関心は土砂や淡水の流入を通じて潟に影響を与えると考えられた本土の河川や森林の管理にも及び、関係地域の共同体や住民の意識・利害とときに対立したが、ヴェネツィア当局は常に「公益」の優先を意識していた。P. ベヴィラックワが中世から20世紀に至るヴェネツィアと水環境との関わりを環境の公共性という観点で論じたように(P. Bevilacqua, *Venezia e le acque*, Roma, 1995; 邦訳『ヴェネツィアと水』岩波書店、2008)、ヴェネツィアの水利政策の歴史は、環境保全と周辺地域の利害との関わり、広域環境をめぐる地域間の利害調整と共生、環境保全の当事者意識の意味等を考察する上で様々な示唆を与えるが、かかる視点による実証的なヴェネツィア環境史研究は少なく、ベヴィラックワの研究も実証面では必ずしも十分ではない。そこでより実証的にヴェネツィア環境史を研究するべく、16~18世紀の行政文書等からヴェネツィアの環境意識と環境政策を検証し、その根底の公共意識を検討しようとしたのが、本研究である。

2. 研究の目的

環境を一種の公共財と捉える見方はいまや珍しくないが、環境のどこに公共性を求め、いかなる公共性を意識するかについては、必ずしも認識の一致を見ない。そのことは、原子力発電やダム建設等をめぐる議論でも明らかである。本研究の目的は、公共性・公共意識の観点から近世ヴェネツィアの環境政策を検証し、公共財としての環境の捉え方を再考することにある。我々は当事者として環境問題に接しているが、あえて現代から距離を置いて環境の公共性を検討することも有用であると考え。そこで、16~18世紀ヴェネツィアの行政文書や水理学者の著作等から、突出して先進的であったヴェネツィアの環境意識と環境政策を検証し、その根底にある環境意識や公共意識を検討することを本研究の根本的な目的とした。そこから、我々自身の公共財としての環境の捉え方を再考する材料が得られることを期待したのである。

研究期間で具体的に明らかにしようとしたのは、近世ヴェネツィアにおける本土の河川に関する政策が検討される過程とその背景の意識、そして本土領域の従属都市との公共意識の共有の問題である。前近代ヨーロッパにおける公共性とは単なる抽象的理念ではなく、ローマ法ともつながった具体的概念であった。近代になって生まれた国民国家においては、しばしば国家的利益を「公益」あるいは「公共性」と置き換えてきたが、現代ではそれもまた見直されている。このような問題意識を近代的ナショナリズム形成以前の地方領域国家に照射し、環境を公共財として捉える意識の形成の背景、さらに一つの環境を保全しようとする当事者意識の形成の過程(あるいは形成の失敗)を史料から実証的に検討・解明していくことを目指した。

3. 研究の方法

研究は主として、ヴェネツィア国立文書館に所蔵されているヴェネツィア共和国の公文書(15世紀~18世紀)から水利事業や河川管理に関わる記録を抽出し、その内容からヴェネツィア政府や水利事業に関わる水利管理局(Savi ed Esecutori delle Acque)の「環境意識」を探る方法で進められた。また、ヴェネツィアに従属したパドヴァについては、パドヴァ国立文書館の史料を検討した。主たる史料として収集・検討したものは以下である。

Archivio di Stato di Venezia (ヴェネツィア国立文書館)

《Savi ed Esecutori alle Acque (SEA [以下、史料名としてはこの略号を用いる])》

78. Scritture suppliche ecc. attinerati all'Adige Gorzon Castagnaro e Po, 1433-1600
81. Relazioni e deposizioni dei periti attinenti all'Adige Gorzon Castagnaro e Po, 1540-1670
82. Scritture suppliche ecc. attinenti alla Piave e Livenza, 1443-1600.
89. Scritture, suppliche ecc. attinenti al Brenta, Bacchiglione e Muson, 1404-1600
92. Relazioni, deposizioni de' 7 periti ecc. circa Brenta Bacchiglione e Muson, 1503-1589
95. Itinerari, relazioni, visite ecc. dei nobilissimi Esecutori e periti circa Lidi, Brenta, Bacchiglione, Muson, Adige, Girzon e Po, 1548-1614
152. Collegio Acque
330. - 333. Parti del Maggior Consiglio, Consiglio dei Dieci e Senato, parti 1-4, 1413-1537
342. - 348. Capitolari 1-7, 1415-1630
529. Ricordi; suppliche, pareri, proposte, progetti ed altri in materia d'acqua, 1525-1666
563. Brenta magra, regolazione, 1595, 97, e 1601
577. Brenta, Regolazione, 1604-1611
600. Commissioni in affari espulsis, circa Po, confini col Ferrarese ecc.
601. Scritture diverse circa l'introduzione del fiume Reno di Bolognese in Po, 1715-1720
982. Stampe, trasmesse con dispiacci degli ambasciatori a Roma Corner e Giustinian, circa la controversia per Po, Reno di Bologna, Pedusa in nell'interesse delle tre provincie di Bologna, Ferrara e Ravenna, 1715-1765
986. Scritture circa la Laguna, e fiumi Po, Adige, Reno, ed altri, 1561-1579
992. Canal Grande: 3. Cavamenti nel Canal grande e rivi, 1556-57

《Giudici del Piovego》

3. Codice del Piovego 1232 -1377
4. Lettere 1514, 1526 -1535, 1573-1593, 15 dicembre - 24 aprile 1566

《Archivio proprio del Conte Giovanni Mattia von Schulenburg》

36. 53-MS. di considerazioni del Dottor Zandrini sopra il Po, a lume delle controversie fra Bolognesi e Ferraresi

《Archivio Proprio di Bernardino Zandrini》

25. Libro intitolato Raccolta di Scritture d'acque antiche e moderne, 1442(?) -1731
26. Libro intitolato decreti acque dal 1300 sino 1766
27. Libro intitolato scritture in materia dell'Adige
28. Libro intitolato Protocollo Mantovano 1599
36. Scritture e relazioni presentate in public doppo la visita del Po fatta da Se.a commessario Capello 1721
37. Frammento del protocollo cesareo e pontificio per la visita del Po et altri fiumi nell'anno 1719 e 1720
38. Scritture fatte d'ordine publico per i danni del Reno in Po grande, 1719
- 70-1. Visita del Po e Reno, 1729

Archivio di Stato di Padova (パドヴァ国立文書館)

《Fondo Acque》

30. Sentenze per cause di acque e confine tra Verona, Vicenza e Padova 1411-1447
31. a) Atti, terminazioni e sentenze dei revisori e procuratori sopra Adige e altri fiumi in materia di argini, 1626-28 b) Vertenza fra Vicenza, Este, Montagnana e Cologna per il Chiampo
32. Atti diversi relative al canal della Battaglie, Bacchiglione e altri corsi d'acqua, 1628-1653
33. Atti della comunità, clero e territorio di Padova contro Lorenzo Contarini prete publico della città
34. Processo con la comunità di Cologna per il fiume Fiassine, 1565-1610 (documenti in copia dal 1405)
35. Processo contro conte Diazio Capia di Vicenza per irrigazione abusive effettuata con le acque del Tesina, 1682-1684
48. Processo della città e del territorio di Padova contro il magistrato di beni inculti, 1559-1629
151. Processi a stampa di 1) città, territorii, valle e luoghi di Lombardia contro Verona, Padova e Polesine per spese Adige, 1504-1795 3) Contestazione fra Verona e Bologna per spese di arginatura, 1481-1757 16) Processo nel territorio di Padova contro la città e il clero per l'Adige, 1481-1568
152. Processo e sentenze tra Vicenza, Verona e Padova per le acque dell'Adige, 1411-1593
153. Sentenze relative alle acque veronesi, vicentine e cologneri, 1411-1603
154. Processo di Padova, Rovigo contro Verona per Adige, 1491-1689
155. Processo della città di Padova contro il territorio per la riparazione degli argini

dell'Adige, 1520-1650

179. Rotta dell'Adige alla Sabbadina, 1606

182. Processo della città di Padova contro Veneti per la gravezza dell'Adige, 1419-1683

初年度の 2013 年度には、事前調査で得られた史料や新たに収集した史料の内容の精査を進め、その過程で比較対象として、これまでも研究分析の対象としてきたトスカーナ地方の内陸都市フィレンツェについて、F.サルヴェストリーニの研究 (F. Salvestrini, *Libera città su fiume regale*, Firenze, 2005) 等を参照しながら、フィレンツェとアルノ川との関わり方を確認し、フィレンツェ国立文書館で関連史料の調査も行った。2014 年度以降は、その前年度までの観点を生かしつつ、ヴェネツィア国立文書館やパドヴァ国立文書館で史料調査を進めていった。特に、ラグーナの水環境およびこれに連動する河川管理についての意識や施策の実態を探るべく、Savi ed Esecutori alle Acque (SEA)と Giudici di Piovego のシリーズを中心に 15 世紀から 18 世紀の史料を調査・撮影した。また、史料の性格を顧慮しながら、国家による管理そのものよりも、実際に調査に赴く技術者や役人、あるいは当局に提案や陳情をしてくる人々の意識にも分析の比重をやや移した。これと並行して、水環境管理と関連して本土の森林に対する強い関心をヴェネツィア政府当局が示していたことが、大評議会の議事録やラグーナへの土砂の流入をめぐる 16 世紀の水理学者サッパディーノの指摘からうかがえる事実を踏まえて、森林に関わる史料群 *Provveditori sopra legne e boschi* と *Provveditori sopra boschi*、そして *Amministrazione Forestale Veneta* の史料を調査した。しかしながら、この点については、森林管理の主要な関心と実務は、あくまでも木材資源の保全にあることを確認した。

一方、ヴェネツィアの本土領域における実態がどの程度まで史料に残っているのかを確認するべく、2015 年度からはパドヴァ国立文書館での調査も実施し、河川管理に関して、15 世紀以降のヴェネツィア支配下におけるパドヴァ当局の史料が数多く現存することを確認した。これを踏まえて同文書館所蔵の史料を調査・収集し、プレнта川やバッキリーオーネ川などの管理のあり方、河川や領域支配に関わるパドヴァとヴェネツィアとの関係の輪郭を把握した。

そして、2017 年度以降においては、前年度までに収集した史料のさらなる分析と検討を引き続き進めつつ、ヴェネツィアとパドヴァの関係に目を向けた。パドヴァはあくまでもヴェネツィア共和国領域にあってその支配を受ける従属都市である。河川改修に関わる問題や河川関連の費用負担に関してパドヴァ当局がヴェネツィア当局に行った訴えなどは、支配都市と従属都市の関係を示唆するが、同時にそうした問題は従属都市同士でも生じていたことが、パドヴァ国立文書館に残る都市間の訴訟記録、たとえば、アディジェ川の水利をめぐるヴィチェンツァ・ヴェローナ・パドヴァの間の訴訟と判決の記録 (*Processo e sentenze tra Vicenza, Verona e Padova per le acque dell'Adige, 1411-1593, Fondo Acque 152*) などからうかがえる。さらに、そこにヴェネツィアはどのように関わったのか。こうした問題意識から、ヴェローナ、ヴィチェンツァ、パドヴァの間の「紛争」(*vertenza*) へのヴェネツィアの関与を示唆する記録 (*Sentenze per cause di acque e confine tra Verona, Vicenza e Padova, 1411-1447, Fondo Acque 30*) にも目を向けた。

以上のような形で史料調査・収集とその分析を重ねながら、本研究の目的の達成を図った。

4. 研究成果

史料の調査と分析を通じて明らかになったのは、近世ヴェネツィアにおける水環境の保全・改善への高い意識である。17 世紀のポー川流域の状況に関する報告書の集成 (SEA 208)、16 ~ 17 世紀のプレнта川の流路変更や治水に関する決議や報告書 (SEA 92, SEA 577) をはじめとする河川管理関連の史料、大運河の浚渫やラグーナ・運河の管理に関する規定や記録からは、「公権力」として環境を管理しようとする政府や水利管理局の意思が、明確に読み取れる。水利管理局の規定集 (*Capitolari, SEA 342-348*)、同管理局が作成した大評議会・元老院・十人評議会の決議録抜粋集 (*Parti del Maggior Consiglio, Consiglio dei Dieci e Senato, SEA 330-333*) 等を見ても、同管理局が職掌の中で、運河の管理やゴミの処理などと並んで、河川の管理に関する内容が増えていく傾向が見える。元来、古代ローマ法概念では道路や橋、河川等は、国家が所有して万民の自由な使用に供される「公物」(*レース・プーブリカ*) と概念されていた。西ローマ帝国滅亡後、その認識は失われたが、12 世紀にイタリアでローマ法が世俗法の基盤として復権する中で、「公」が改めて問われた。皇帝はレガリアの概念に従いつつ、河川を帝国財産と主張したが、その後の帝権の弱体化によってローマ法学者達は、古代ローマの継承者としての皇帝が理念的に唯一の「公」であるとしつつも、現実の政治状況において王権や都市がその支配領域の中で公権力として振る舞うことを認めたのである。イタリアの自治都市も公権力と位置づけられ、不特定多数の人間が利用する道路や河川の所有権を有した。こうした意識を反映するように、13 世紀末までにはヴェネツィアで、運河、公道、ラグーナの管理を担うピオヴェゴ判事 (*Giudici di Piovego*) という役職が設けられた。「ピオヴェゴ」(*ラテン語の「プーブリクス」の俗語で「公的」の意味*) を冠した役職名は、「スペル・プーブリキース *super publicis*」(*「公事のための」*) というラテン語表現に由来するとされ、水環境の管理に公共性が意識されていたことを示唆する。かかる水環境への関心とこれを「公的なもの」として捉える意識が、1501 年に水利管理局の設置に結果した。1505 年には水利管理局の上位機関として水利管理委員会が設置されるが、この設置を定めた通達は、「この水という資源は極めて貴

重かつ重要なものであって、端的に言うなら、それにこそ我が国家全体の存立がかかっている」とまで断言した。ラグーナの水環境を保全しようという強い意志をヴェネツィア政府が有したことから、ラグーナへの土砂と真水の流入を抑制するために17世紀までにブレンタ川やシーレ川の河口が移され、ポー川の流路が変えられた。1598年の元老院決議はポー川の流路変更の効果を、ラグーナの「全体的な陸地化という間違いなく危険な状況から解放されよう」と展望している。こうした意識は、上記の水利管理局規定集や決議録抜粋集にもうかがえる。

この一種の「環境意識」に関連して、本研究における史料分析の結果として判ったのは、水環境保全や河川管理・改修について積極的な提案・報告がやり取りされている実態である。そこには当該委員会に属していない市民も含まれており、特に目を引くのは、16世紀のヴェネツィア貴族アルヴィーゼ・コルナーロ（1484頃-1566）の意見書である。彼は農業論や水利論を発表した人物であるが、水利管理局の関係者ではない。そのコルナーロが本土の河川の管理について詳細な分析と提案をしており、これが水利管理局の下でラグーナ・河川に関する書類集成としてまとめられた中に含まれている（*Scritture circa la Laguna, e fiumi Po, Adige, Reno, ed altri, 1561-1579, SEA 986*）。コルナーロは1560年にルイーゼ・コルナーロ名義（「ルイーゼ」は「アルヴィーゼ」と同義）で『水利論』（*Trattato di Acque, 1560, Padova*）を出版しているが、まさに同時期である。集成に転写された内容は『水利論』の文章そのものではない。日付はないが、コルナーロが何らかの形で委員会に提出したものと思われる。この集成には他にも、主として水利に関係する技術者などから、ポローニャやフェラーラの領域のポー川やレノ川の現状報告・提案、それに対する別の技術者の回答、アディジェ川の氾濫について、パドヴァの評議会から任命されたジャコモ・リオンなる人物（水利や土木の専門家と思われる）から出された請願などが、全て写しとして収録されている。

ここに見られる情報の収集・蓄積と共有、そして意見の交換からは、ラグーナや河川の水環境の管理（特に河川の管理）に対する関心が大きかったこと、情報を活用した対策が練られていたことが指摘できよう。同じ水利管理局の別の意見書集成の史料（*Scritture suppliche ecc. attinerati all'Adige Gorzon Castagnaro e Po, 1433-1600, SEA 78*）の内容は、さらに生々しい声を拾っている。同史料に見られるジュリアーノ・デ・グランディという水利技術者（“perito e inzogner del suo officio”）の意見書（1583年10月3日付）は、ラグーナ南西部に流れ込むブレンタ川とバックリオーネ川の流域の治水の不備と被害を訴えており、「生活に必要なものを買うのに何ドゥカーティと必要になることが何度もありましたが、そんなお金をどこで見つければいいのでしょうか」と嘆いているが、そうした事情があったとすれば、ヴェネツィアの当局に属する技術者達の当事者意識はいやが上にも高まったはずである。このような形を取った意見書や提案は水利管理局の下に集積され、その内容は転写の形で修正されて何冊もの大部な台帳として保管されていた。本研究で史料として用いたものは、SEA 78を含めて3冊のみ（SEA 78; *Scritture suppliche ecc. attinenti alla Piave e Livenza, 1443-1600, SEA 82*; *Scritture, suppliche ecc. attinenti al Brenta, Bacchiglione e Muson, 1404-1600, SEA 89*）であるが、それにとどまらない数の意見書集成が現存する。このことは、管理当局である水利管理局が、相当程度の関心を持ってこうした意見書を扱っていたこと、それらを活用しようとしていたことを示すと同時に、意見書を出す側にも積極的にラグーナの水環境保全や本土河川の治水を進めていこうとする意志があったことを示唆している。

もちろん、ヴェネツィア当局は、意見書を通してのみ現地の状況を把握していたわけではない。水利管理局が本土各地の河川や水環境の把握に常時、注意を払っていたことは、調査官・技術者を通じた領域の状況調査の記録（折々の報告書や書簡がそのまま残されている場合も、内容を転写した台帳である場合もある）が大量に現存していることからもうかがえる。水利管理局の下には、各河川の現状の調査や河川の維持に係る費用の徴収に赴いた役人達の報告書や書簡が集積されていた。そして、それらの内容からは、かなり頻りに且つしばしば長期間にわたって現地調査がなされていたことが判った（たとえば、*Relazioni e deposizioni dei periti attinenti all'Adige Gorzon Castagnaro e Po, 1540-1670, SEA 81*; *Relazioni, deposizioni de' 7 periti ecc. circa Brenta Bacchiglione e Muson, 1503-1589, SEA 92*; *Itinerari, relazioni, visite ecc. de i nobilissimi Esecutori e periti circa Lidi, Brenta, Bacchiglione, Muson, Adige, Gorzon e Po, 1548-1614, SEA 95* など）。また、16世紀のクリストフォロ・サッパディーノ、17世紀のベルナルド・ゼンドリーニ（Archivio Proprio di Bernardino Zandrini という史料群の名称は、彼に由来する）のような水利学の専門家が委員会に属していて、実務に深く関わっていたことも、こうした綿密な現地調査を推進する要因になったであろう。サッパディーノは自身でも職務として調査を行っているが、関連する過去の資料を積極的に集めていた。

支配都市の水環境保全という見地は、本土の在地の利便や意識とは必ずしも一致しなかった。水利管理局や元老院に出された陳情を見ると、一方的に押し付けられるラグーナ保全の対策や、河川の管理については抗議や規制緩和の請願も少なくない。都市ヴェネツィアの認識する政策の「公共性」は、そのまま共和国領域全体のそれとはならず、当局はときに支配者としての優位をもって、その「公共性」を押し通した。たとえば、ブレンタ川やポー川などに対してなされた流路の変更は、ヴェネツィア政府にとっては第一にラグーナの水環境の保全のために必要な措置であった。しかし、上記の史料からは別の側面も見えてくる。ヴェネツィアが15世紀初頭に本土に支配領域を得てから1世紀半以上を経る中で、ヴェネツィアの実際の行政機構の中では都市ヴェネツィアの住民（狭義の「ヴェネツィア人」）と、本土領域の住民の差異は次第

に曖昧になっていった。ヴェネツィア貴族達が本土領域に土地を買い、農地経営をするようになっていったことも影響していよう。そうした中で、水環境の管理をめぐる施策に関する、あるいは少なくとも河川の管理の改修をめぐる施策に関する「公共」意識は、その共有される範囲を広げていったと考えられる。

それでは、ヴェネツィアの支配領域にある都市当局は、ヴェネツィア主導で進められていく河川管理の施策にどの程度関わることができたのであろうか。国立パドヴァ文書館の Fondo Acque シリーズに所蔵されている河川（ブレンタ川、アディジェ川、バッキリオネ川、ポー川等）や運河の管理や治水に関わる大量の史料を確認していくと、16～17世紀のパドヴァにとって非常に重要な出来事であったはずのブレンタ川の流路変更の工事に関する記録が全くないことに気づく。河川の堤防の決壊に関わる記録やその補修の費用、あるいは河川の浚渫費用の負担をめぐるヴェネツィアに対して行われた請願、あるいは河川管理や治水をめぐるパドヴァの都市政府がヴェネツィア当局に訴えを起こした記録などは多数見られる。しかし、河川の流路変更については、パドヴァ当局が関与した形跡は史料的には確認されない。一方、支配領域内部の従属都市同士では（ポー川のような河川の場合には、ときにはポローニャのようなヴェネツィア共和国領域外の都市とも）河川をめぐるしばしば紛争が生じている。そうした痕跡は、Fondo Acque に所蔵されている紛争記録（Processi a stampa di città, territori, valle e luoghi di Lombardia contro Verona, Padova e Polesine per spese Adige, 1504-1795, Fondo Acque 151; Processo e sentenze tra Vicenza, Verona e Padova per le acque dell'Adige, 1411-1593, Fondo Acque 152; Sentenze relative alle acque veronesi, vicentine e cologneri, 1411-1603, Fondo Acque 153; Processo di Padova, Rovigo contro Verona per Adige, 1491-1689, Fondo Acque 154 etc.）に明確に記されている。地域的な紛争には、基本的にヴェネツィア政府自身が関わった形跡はない。たとえば、ヴィチエンツァとヴェローナの間に流れているキャンボ川をめぐる 1536 年の紛争では、ヴェローナ、パドヴァ、ヴィチエンツァ、レニャーゴ、アルツィーニャ（アルツィニャーノ）、キオツジャの代表が協議に出ているが、ヴェネツィアの名はない（Fondo Acque 152）。15 世紀前半におけるヴェローナ・ヴィチエンツァ・パドヴァの河川と領域確定をめぐる紛争については、ヴェネツィア政府なかつくドージェが関与しているが、独立した自治都市であった三者がヴェネツィアの支配下に置かれて間もない時期であることから、おそらく上位の調停役としてヴェネツィアが関与したのではないかと思われる（Sentenze per cause di acque e confine tra Verona, Vicenza e Padova, 1411-1447, Fondo Acque 30; Vertenza fra Vicenza, Este, Montagnana e Cologna per il Chiampo, Fondo Acque 31-b.）。

なお、こうした河川をめぐる紛争、特に河川の流路の変更や土砂の堆積によって中州や両岸の変化が生じた場合、そうした地面の所有権はどのようになるのかということについては、14 世紀のローマ法学者サツフェラートのバルトルスが、テーヴェレ川流域を取り上げて論じている（Bartolus de Sassoferrato, *Tractatus de fluminibus seu Tyberiadis*）。1355 年に著されたこの書物が 1576 年にはポローニャで印刷本として出版されていることから、この著名な法学者の見解は 16 世紀になっても一定の影響を持っていたと思われるが、残念ながら、紛争をめぐる史料を見る限りで、バルトルスの言説の痕跡は見い出せなかった。

以上のように、ヴェネツィアとパドヴァに現存する 16～18 世紀の水環境に関わる行政史料から、「公共性」という近世ヴェネツィアの領域内での河川管理のあり方と環境意識の一端を明らかにすることができた。特に、水利管理局の綿密な現地調査及びその情報の共有のあり方が、史料から検証できたことは興味深い。本研究の成果、得られた知見は今後、整理して発表していく予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 2 件)

TOKUHASHI, Yo, L'Italia medievale vista dagli storici giapponesi: un cinquantennio di studi della storia d'Italia in Giappone, *Buletino dell'Istituto Storico Italiano per Il Medio Evo*, 査読無, 2017, 119, 503-511

徳橋曜、史料紹介：住民の複利と健康のために - 中世イタリア都市の生活環境をめぐる史料、歴史と地理、査読無、701、2017、26-33

〔学会発表〕(計 1 件)

徳橋曜、コメント：渡邊裕一「アルプス山脈・レヒ川流域における都市の森林・河川利用」に対して、メトロポリタン史学会第 12 回大会(シンポジウム「近世・近代における都市と開発 - 環境史の視点から - 」)、2016 年 04 月 23 日、首都大学東京

〔図書〕(計 2 件)

水島司、徳橋曜 他(水島司編) 勉誠出版、環境に挑む歴史学(分担 史料解釈と環境意識の「発見」をめぐる：中・近世イタリア都市の場合、pp. 361-373)、2016、404

堀越宏一、甚野尚、徳橋曜 他(堀越宏一、甚野尚志編) ミネルヴァ書房、15 のテーマで学ぶ中世ヨーロッパ史(分担 第 8 章「都市という環境」、pp. 163-183)、2013、352

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。